

# 資料 1

税務調査（手続き）とその処分についての考察  
～重加算税の賦課決定処分を中心として～

東京税理士会 日本橋支部



# 研修次第

- 1 税務調査の現状について
- 2 税務署における税務調査について
  - ① 税務署組織と調査決裁
  - ② 調査手続
  - ③ 実地調査のプロセス
- 3 調査手続き法について
- 4 (重)加算税の賦課決定について
  - ① 考え方のポイント
  - ② 裁決事例等
- 5 不服申し立てについて
  - ① 再調査の請求
  - ② 審査請求  
(訴訟)



保存期間：10年  
(平成40年末)  
平成30年1月24日

資料	4-1
----	-----

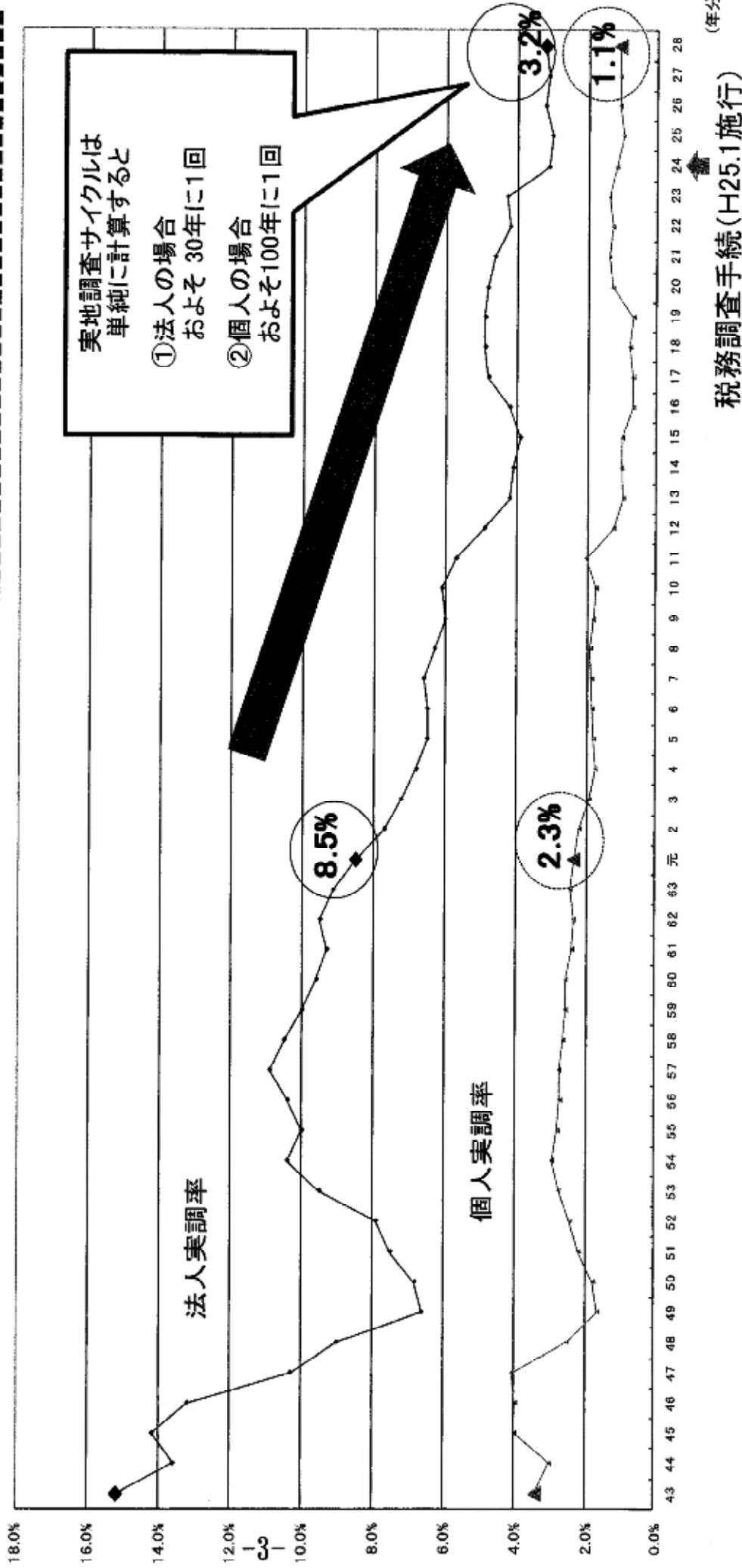
# 税務行政の現状と課題

- I マンパワーと複雑困難化する業務
- II 適正・公平な税務行政の推進
- III 税務のICT化
- IV 酒税及び酒類行政

## ～実調率の推移～

- ① 申告件数の増加等による業務量の大幅な増加、
- ② 経済取引の国際化・高度情報化の進展による業務の質的困難化に伴い、「実調率」は、平成元年と比較して、法人・個人ともに低下

実調率 = 実地調査件数 ÷ 対象法人数、税額のある申告を行った納税者数 (注1、2)



(注1) 「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したものの。

(注2) 「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着眼調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

## ～平成28事務年度 調査実績の状況～

### ○ 法人税

	27事務年度		28事務年度		前年対比	
	千件	億円	千件	億円	千件	%
実地調査件数	94		97			103.5
調査による追徴税額	1,592		1,732			108.8

### ○ 所得税

	27事務年度		28事務年度		前年対比	
	千件	億円	千件	億円	千件	%
実地調査件数	66		70			106.4
調査による追徴税額	798		819			102.6

### ○ 法人消費税

	27事務年度		28事務年度		前年対比	
	千件	億円	千件	億円	千件	%
実地調査件数	90		93			103.4
調査による追徴税額	565		785			139.0

### ○ 個人事業者消費税

	27事務年度		28事務年度		前年対比	
	千件	億円	千件	億円	千件	%
実地調査件数	35		37			105.1
調査による追徴税額	215		245			114.0



○古本委員 軽減税率を導入するのは平成三十五年以降と承知しておりますけれども、徴収の現場、執行の現場は大混乱だと思いますね。新たな支払い調書が発生するわけでありませう。

きょうは、国税庁もお越しいただいています。

インボイス導入に向けて準備万端、さまざまな教育などを行っておられるんだらうと思うんですけれども、加えて、そういった作業が新たに加わっている国税職員、税務職員の繁忙感たるや、目に浮かぶわけでありませうけれども、法人の実調率は今のくらいでしょうか。所得税を増税してサラリーマンを痛め倒そうかというときに、法人所得に対する実調率。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十八事務年度、これは平成二十八年七月から二十九年六月までという整理でございますけれども、この年度におきます法人に対する実調率は三・二%という実績でございます。

○古本委員 なかなか単純には言えませうよ。さまざまな調査があると思うんですけれども、ざっくり言えば、三十三年に一回しか回ってこないということですよ。もっと実調率を上げるためには要員確保が必要だし、インボイスへの対応等々、要員確保に遺漏なきを図っていただきたいんですが、体制についてお尋ねします。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、単純計算でおよそ三十年に一度の割合ということになる、そういう計算でございます。ただ、単純計算ではそのようなことではございませうけれども、適正、公平な課税の実現を図るため、国税庁といたしましては、限られた調査事務量の中、大口、悪質な不正計算が想定される法人に対しては、調査事務量を重点的に投下するなど、効果的、効率的な調査を実施して、適正な課税の確保に努めているところでございませう。

現状、税務行政を取り巻く環境については非常に厳しさを増しておりまして、経済活動の国際化ですとか、ICT化に伴う調査事務の複雑化、申告件数の増加、それから改正国税通則法の施行に伴う税務調査手続の法定化などによって事務量が増大している状況にございませう。

一方で、国税庁全体の定員につきましては、平成二十四年度から二十八年度までの五年間で累計五百九十七人の純減、二十九年度、平成三十三年度は合計でプラス八人の純増、こういうような近年の状況になってございませう。

そうした状況によりまして実地調査割合が低下傾向にございますが、その中でも、例えば、簡易な誤りであれば電話や書面により納税者の自主的な見直しを要請するなど、実地調査以外の手法を用いて納税者との接触を図ることにより、税務コンプライアンスの維持向上に努めているところでございます。

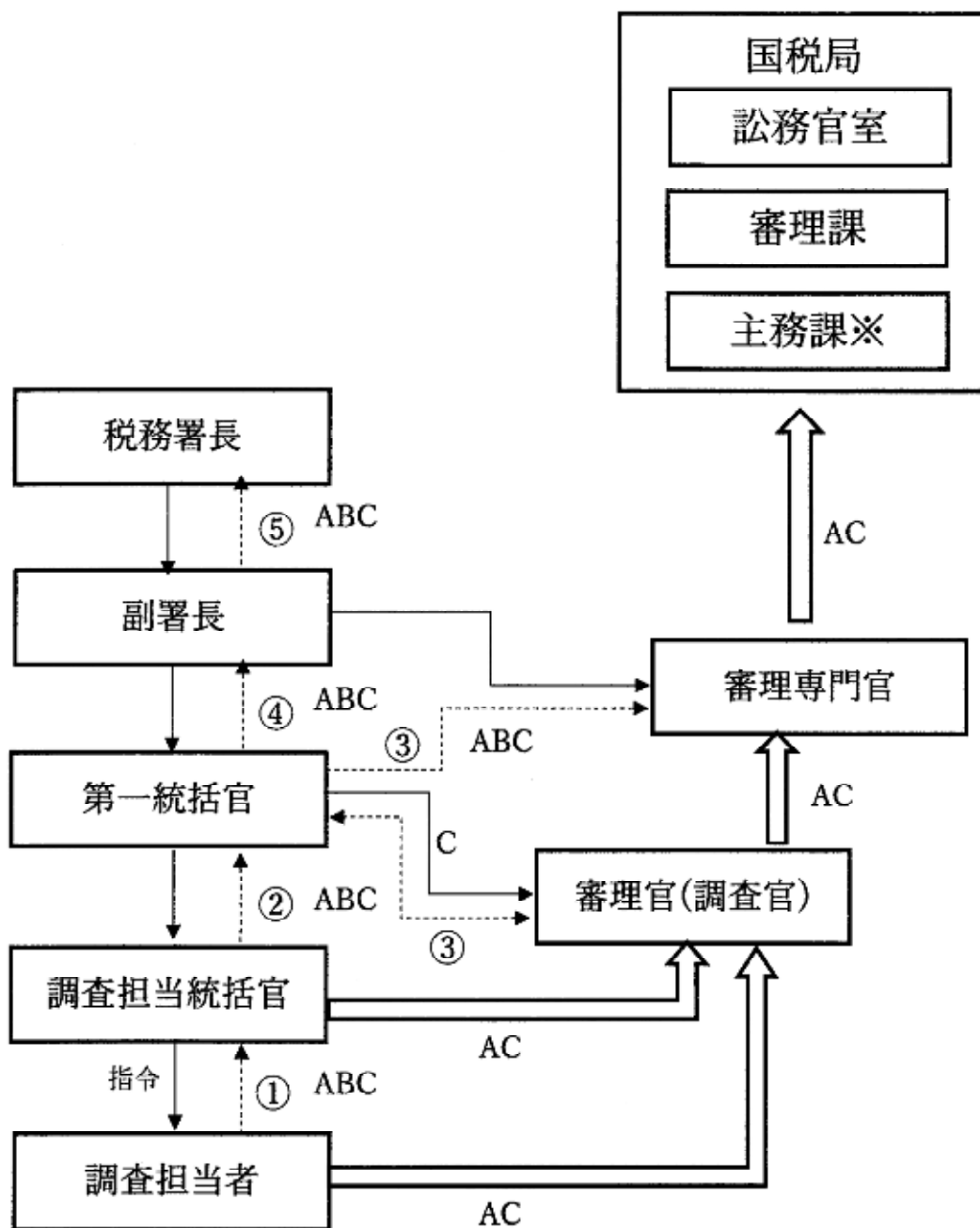
いずれにいたしましても、適正、公平な課税、徴収の実現のためには税務執行体制の強化を図っていくことが重要と考えておりまして、引き続き必要な定員の確保に努力してまいりたい、かように考えております。

○古本委員 よろしく申し上げます。

古本伸一郎 国民民主党議員

政府参考人 国税庁次長 藤井健志

## 税務署組織と税務調書決裁関係図



A:争点整理表 B:調査経過記録表 C:質問応答記録書

実線矢印 指揮命令系統

点線矢印 決裁

太矢印 相談

※ 主務課とは所得税については個人課税課、法人税については法人課税課を指す

# 審理専門官配置状況

2019.10

		個人	資産	法人	源泉	徴収	合計
1	千葉東	2	1	1			4
2	市川	1	2				3
3	麹町	2		2	1		5
4	神田			1	1	3	5
5	日本橋			1	1		2
6	京橋	1	1	2	1		5
7	芝	1	1	2	1		5
8	麻布			1	1		2
9	品川			1			1
10	四谷			1			1
11	新宿	2	2	2	1		7
12	東京上野	1	1	1			3
13	浅草			1			1
14	目黒	1		1			1
15	蒲田			1			2
16	世田谷		1				1
17	渋谷			2	1		3
18	豊島		1	1			2
19	板橋			1			1
20	葛飾			1			1
21	江戸川北			1			1
22	立川	2	2	1			5
23	横浜中	2	2	1	1		6
24	横浜南			1			1
25	神奈川			1			1
26	川崎南			1			1
27	川崎北	1		1			2
28	藤沢	1	2				3
29	相模原			1			1
30	甲府	1	1	1			3
	合計	18	17	32	9	3	79

国税庁はこのほど、平成13年度の機構改革と予算の概要を公表した。それによると、今年7月からの機構では  
 (1) 複雑な審理事案の円滑な解決を図るため、全国の主要税務署(24署の予定)に統括官・上席クラスの「審理専門官(仮称)」を設置する。また(2) 納税者からの苦情・意見等に迅速な対応をすべく「納税者保護官(仮称)」を各国税局に設置する旨等を明らかにしている。ただ、昨年国税庁が要望をだした国際税務相談官の新設や税務総合研究センターの開設については見送りとなった。

税務通信ニュースNO.2657

## KSK（国税総合管理）システム

国の税務情報を全国一元的に蓄積・管理するオンラインシステム。「国税総合管理」のローマ字表記 Kokuzei Sougou Kanri から KSK システム と略される。国税庁、全国 12 か所の国税局と国税事務所、全国に 524 ある 税務署 をコンピュータ・ネットワークで結び、国税事務の効率化のほか、申告漏れ対策、脱税摘発、滞納徴収などにつなげる。1989 年（平成 1）から導入準備を始め、1995 年に京橋税務署（東京）と川崎北税務署（神奈川）に試行配備した。その後、東京、大阪、名古屋、関東信越国税局管内の税務署へと順次広げ、2001 年（平成 13）に全国への導入を完了した。

課税、徴収、債権管理など全 24 の業務システムからなる。申告書などの入力を OCR（光学文字読み取り装置）で処理し、各地の国税局、税務署と国税庁事務管理センターを結ぶことで、増え続ける税務作業の効率的な処理が可能になった。納税者ごとの申告・納税・取引先データや決算実績などを各地の国税局や税務署の端末から検索することもでき、類似業種のなかから申告漏れの疑いのある企業の割り出しや、グループ企業間の不明朗な資金の流れの解明など、税務情報を広域・多角的に分析・処理できるようになった。これにより 機動的な税務調査や滞納整理案件の抽出が可能になったとされる。また導入前に比べ、納税証明書の発行や還付金の振り込みも迅速になり、納税者の利便性が向上した。

しかし、国税総合管理システムの導入にあたり、1989 年から最初の 3 年間は競争入札（落札額 160 億円）が実施されたが、その後 10 年間は随意契約（契約額 2978 億円）で発注されており、発注業者選定の基準が不透明なうえ、経費削減努力がみられないなどとの批判を浴びた。2004 年以降は経費削減や効率化のため業務システムのオープン化を進めたが、全 24 業務システム中 15 システムをオープン化しただけで、残る 9 業務システムについては税務情報のセキュリティなどを理由にオープン化されていない。2009 年には民主党政権が実施した事業仕分けで予算規模の縮減対象となった。 日本大百科全書(ニッポニカ)の解説

## 実地調査のプロセス

	国税局・税務署	納税者・税務代理権者(税理士等)
1	調査対象選定	不知(※場合により察知)
2	準備調査	不知(※場合により察知)
3	事前通知 通法 74 の9、10	通知内容確認、顧問先へ連絡
4	実地調査着手、臨場 通法74の2～8	立合い
5	調査展開	決算資料の開示、補足資料の作成提出
6	調査終了 通法 74 の 11	調査結果(非違事項)確認
7	調査結果通知 通法 74 の 11①、② 更正・加算税通知 通法 24、32	修正申告 通法 19 場合により不服申し立て 通法 75

### 1 調査対象選定

- 調査対象は申告情報の分析、取引情報と申告情報のアンマッチ

申告情報:

確定申告書、各種申請書・届出書

取引情報:

実地調査資料、法定調書、法定監査資料、他課連絡情報、外部情報、WEB 情報

**法定調書** 給与所得の源泉徴収票・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書・不動産の使用料等の支払調書等(所法224)

**法定監査** 法定調書の提出(義務)者に対して、誤り・漏れなく法定調書を提出しているのかを確認する監査

確定申告書の形式審理と財務数値の分析

KSK システムの運用による申告管理と調査支援

- 申告データ管理

過年度申告書現年度申告書との相違点

届出書と申告書とのアンマッチ(消費税簡易課税等)

- 調査支援

預金情報・取引情報の提供

異常数値の抽出 ⇒ 調査選定

- その他情報 外観調査、内観調査、調査資料、外部情報資料

## 2 準備調査(調査の開始)

- 申告書等審理及び財務分析⇒異常係数の抽出と非違想定
- 取引資料の突合⇒アンマッチ、非違想定
- 内観調査⇒店舗等に客として潜入捜査
- 外観調査⇒景況について見分確認、自販機等の設置場所確認
- WEB 情報⇒販売状況、取扱品目についての確認、ブログ等の確認
- 無予告調査の場合の周到的な打合せ等

## 3 事前通知

- 調査手続きの確認
- 反面調査は含まれない
- 無予告調査

## 4 実地調査着手、臨場

- 原則として調査担当者1名であるが場合により複数名で臨場
- 調査は内部牽制状況を確認することから始まる
- 課税庁が求める証拠は原始証拠⇒証拠力が高い  
場合によって事前通知をしても現況確認調査を行う
- 帳簿調査よりも反面調査が脅威
- 不審事項の抽出と解明が調査の基本
- 物的証拠(帳票類)と人的証拠(証言等⇒質問応答記録書)

## 5 調査終了

- 調査結果の解釈 ⇒ 納税者への説明
- 修正申告か更正かは場合により選択
- 場合によっては不服申し立ても視野に入れる

## 事前通知

### 事前通知内容

	通知の内容	
①	実地調査を行う旨	通則法 74 条の 9①一
②	実地の調査を開始する日時	〃
③	調査を行う場所	〃 二
④	調査の目的	〃 三
⑤	調査の対象となる税目	〃 四
⑥	調査の対象となる期間	〃 五
⑦	調査の対象となる帳簿書類その他の物件	〃 六
⑧	納税者の氏名及び住所	七 通則令 30 の 4 一
⑨	調査を行う職員の氏名及び所属官署	〃 二
⑩	②及び③は変更が可能であること	〃 三
⑪	④～⑦で通知されなかった事項についても「非違が疑われることとなった場合」は調査が可能であること	〃 四

### 調査を開始する日時

**問 19** 事前通知の際には、調査に要する時間や日数、臨場する調査担当者の人数は教えてもらえるのですか。

調査に要する時間や日数は調査開始後の状況により異なってきますので、事前通知の時点であらかじめお知らせすることは困難であることをご理解願います。

なお、調査の臨場が複数回に及ぶこととなる場合には、調査開始後に納税者の方のご都合をお尋ねしたところで、次回以降の臨場日などを調整いたします。

また、調査開始日時に複数の調査担当者が臨場する場合は、事前通知に際し、調査担当者を代表する者の氏名・所属官署に加え、臨場予定人数も併せて連絡することとしています。



## 争点整理表・調査経過記録書

「争点整理表・調査経過記録書の作成に当たっての留意点について（情報）」

（平成25年5月7日 国税庁 課税総括課 第2号）

~~~~~  
問3 **争点整理表**の**事実関係時系列表**は、どのような記載をすればよいのでしょうか。

争点整理表の事実関係時系列表は、争点等に係る課税要件に関する事項・事実関係（納税者の主張を含む。）について、その事実を示す証拠とともに事実の発生年月日（調査着手前を含む。）順に記載するものです。このため、調査着手時からの納税義務者等との応接状況を時系列により記載する**調査経過記録書**とは異なることに留意する必要があります。

問5 調査経過記録書は、調査時における納税義務者等との応接状況等を記載することとされていますが、具体的にどのような内容をどの程度記載すればよいのでしょうか。

**調査経過記録書**は、調査において検討、確認した事項や復命に際して統括官等から指示を受けた事項を記載し、調査事案の管理や調査の内容を記録として残しておくことを目的として作成するものです。このため、事前通知時からの納税義務者等との応接状況などの論査経過や検討、確認した内容、相手方の主張、調査により把握した問題点等について、時系列に記載することとされていますが、納税者とのやり取りを逐一記載するといった必要以上の記載は不要ですので、メリハリのある記載に心掛けてください。具体的には、例えば、納税義務者等との応接において今後の争点となると思料される内容（非違事項の内容など）については、確認した内容（調査箇所、調査した書類、調査先の担当者名）や相手方の主張のほか、調査により把握した問題点を簡潔に記載することとします。

（注1）聴取書、争点整理表又は調査結果の説明書に記載した内容については「●●のとおり」として記載を省略して差し支えありません。ただし、調査結果の内容説明において納税義務者等からの反論の主張があった場合には、その内容を確実に記載することに留意してください。





- 問 2 2 回答者の署名・押印部分の「回答者」の肩書記載は誰が行うのか。Ⅲ－1 2
- 問 2 3 回答者の署名は、記名印（氏名・名称をゴム印等にしたもの）の押印でもよいか。Ⅲ－1 2
- 問 2 4 回答者の押印は、実印である必要があるか。Ⅲ－1 2
- 問 2 5 回答者が印鑑を所持していない場合、指印によって差し支えないか。また、回答者からサインであれば応じるとの申出があった場合はどうすべきか。Ⅲ－1 2
- 問 2 6 質問応答記録書の本文の記載がページの最終行で終了した場合、回答者の署名・押印はどこに求めるのか。Ⅲ－1 3
- 問 2 7 回答者に求める「確認印」は添付資料にも必要か。Ⅲ－1 3
- 問 2 8 回答者が署名・押印を拒否した場合は、どのように対応すべきか。Ⅲ－1 3
- 問 2 9 税務代理権限がある税理士や弁護士が質問調査に同席した場合、税理士や弁護士に署名・押印を求める必要はあるか。Ⅲ－1 4
- 問 3 0 奥書を記載する意味は何か。Ⅲ－1 4
- 問 3 1 奥書の記載について、回答者が署名・押印した行以降を余白として次のページに記載してよいか。Ⅲ－1 5
- 問 3 2 調査担当者が1名で質問応答記録書を作成した場合、「記録者」部分の署名・押印は必要ないか。Ⅲ－1 5
- 問 3 3 記録者が行う契印（割印）は、どのようにして行えばよいか。Ⅲ－1 5
- 問 3 4 質問者や回答者が契印（割印）を行う必要はないか。Ⅲ－1 5
- 問 3 5 奥書の記載等を帰署後に行ってもよいか。Ⅲ－1 6
- 〔完成後の対処〕
- 問 3 6 質問応答記録書を完成させた後に、編てつ誤りや誤字等に気付いた場合、補正・訂正は可能か。Ⅲ－1 7
- 問 3 7 質問応答記録書を完成させた後に、回答者から訂正・変更・削除の申立てがあった場合、どのように対応すべきか。Ⅲ－1 7
- 問 3 8 質問応答記録書の保管の際に留意すべき点はあるか。Ⅲ－1 7
- 〔その他〕
- 問 3 9 質問応答記録書に代えて、調査報告書に回答者から聴取した事項を記載しても差し支えない場合はあるか。Ⅲ－1 8
- 問 4 0 納税義務者等から聴取した答述を保全する場合のほか（問 3 9 参照）、いかなる場合に調査報告書を作成すべきか。Ⅲ－1 9
- 問 4 1 回答者から提出のあった資料等に、調査担当者が、回答者から説明のあった内容等を記入したものを添付資料とすることは可能か。Ⅲ－1 9
- 問 4 2 質問調査の過程で、回答者から、第三者に電話等で確認をした上で答述したい旨の申出があった場合、どのようにすべきか。また、質問応答記録書にはどのように記載すべきか。Ⅲ－2 0

問43 回答者や税理士から質問応答記録書の写しの交付を求められた場合、  
どのように対応すべきか。…Ⅲ-20

問44 完成した質問応答記録書の写しを作成する場合、ホッチキス等を外し  
てコピー作業をしてよいか。…Ⅲ-21

#### Ⅳ 奥書・その他

1 回答者の署名・押印及び奥書の記載例…Ⅳ-1

2 押印すべき箇所、押印者の一覧表…Ⅳ-5

3 文字の挿入・削除の記載例…Ⅳ-5

4 添付資料の記載例…Ⅳ-6

#### Ⅴ 質問応答記録書作成事例集

○ 目次…Ⅴ-1

○ 質問応答記録書作成事例集の利用に当たって…Ⅴ-3

1 収入・売上げの除外に関するもの

(1) 所得税の事例…Ⅴ-5

(2) 法人税の事例…Ⅴ-15

2 売上原価・経費に関するもの(例：法人税)

(1) 架空外注費に関する事例…Ⅴ-33

(2) 架空人件費に関する事例…Ⅴ-51

(3) 水増し仕入れに関する事例…Ⅴ-67

(4) 棚卸除外に関する事例…Ⅴ-85

3 財産の帰属に関するもの(相続税)

(1) 相続人名義の預金口座の帰属に関する事例…Ⅴ-97

(2) 相続財産の一部除外に関する事例…Ⅴ-111

4 所得の帰属に関する事例(例：所得税)…Ⅴ-129

5 無申告に関する事例(例：所得税)…Ⅴ-147

6 消費税に関するもの

帳簿書類等の保存義務に関する事例…Ⅴ-155

7 その他

(1) 契印(割印)・確認印の押印方法…Ⅴ-165

(2) 調査報告書(作成・訂正例等)…Ⅴ-167

<別紙リンクに収録>

質問応答記録書作成の手引(表紙 はしがき 目次)

Ⅰ 質問応答記録書作成のフロー

Ⅱ 質問応答記録書作成における重要事項

Ⅲ FAQ

Ⅳ 奥書・その他

Ⅴ 質問応答記録書作成事例集

諮問庁：国税庁長官 諮問日：令和2年2月20日（令和2年（行情）諮問第83号） 答中日：令和2年8月3日（令和2年度（行情）答申第171号）

事件名：「質問応答記録書作成の手引について（情報）」の一部開示決定に関する件  
答申書

**第1 審査会の結論** 「平成29年6月30日付課税総括課情報第7号「質問応答記録書作成の手引について（情報）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

**第2 審査請求人の主張の要旨** 1 審査請求の趣旨 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月21日付け課総1-69により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした文書の全部について開示を求める。2 審査請求の理由 審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。（1）審査請求の根拠と処分内容は以下のとおりである。ア 法1条（目的）には「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」としており、法5条において「開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」としている。イ 当該通知書の不開示理由について、「当該部分には、証拠資料の収集・保全に当たって作成する各資料について、証拠化する上での効果的な工夫、記載例、質疑事項等、税務調査における証拠資料作成上の機微にわたる情報が具体的かつ詳細に記載されており、公にすることにより、国税当局の税務調査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当すると判断し、不開示とした」としている。2（2）当該通知書の不開示部分は下記の理由により、取消をして、全てにつて開示すべきである。ア 当該通知書の不開示理由において、各「おそれ」について、具体的に説明がない。具体的説明がなければ、どのような行為が「おそれ」に該当するかが国民にはわからない。すなわち、法の目的に規定する「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」が全うされなくなり、法に違反する。イ そもそも「質問応答記録書」の作成は、各個別税法及び一般調査の調査手続きを規定する国税通則法第7章の2にも何ら規定がなく、税務当局が一般の税務調査における証拠資料の収集と保全のために、便宜的に導入したものである。法令に規定がないものを税務調査の手法に導入するのであれば、当然のこととして「国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」べく、全てを開示すべきである。ウ 国税庁課税総括課が平成25年6月に、従来の一般調査における「聴取書」や「申述書」に代えて犯罪捜査における「供述調書」と同様なスタイルの「質問応答記録書」を職員に録取させるべく手引書を発出した。その結果、全国の税務署・国税局で当該文書が作成され、それを根拠に重加算税の賦課・7年遡及など課税の根拠づけに利用されている実情がある。私共が受任した調査事案について「質問応答記録書」の開示請求をしたところ、以下のような共通点が認められる。（ア）当該文書の作成目的や用途について説明がなく、応じなければ不利益を受けるのではないかという不安な心理状態の下で行われていて、後日、録取された記憶もない場合がある。（イ）一問一答

形式の当該文書は、ほとんどが誘導尋問になっている。(ウ) 事実が捏造されていたり、納税者が答述をしていないこと、課税庁に都合が良いように作文されたりしている。(エ) 国税庁作成の手引書にも則さずに、納税者の面前ではなく、税務署においてあらかじめパソコンで作成したものに署名押印させている例もある。(オ) 調査対象納税者に署名押印を求めるにあたっては、応じなければ、青色申告取消をほのめかし、計上漏れの経費や追認や仕入税額控除等の認容をしない等の脅白的言辞を弄して、署名押印を強要した事例も存在する。エ本件開示対象の平成29年6月改訂の「質問応答記録書の手引」の「はしがき」には、「実際、審判や訴訟の場において、審判官や裁判官が質問応答記録書の記載内容の疑念を持ち、その結果、重要な証拠3であった質問応答記録書の信用性が否定され、課税処分が取り消されることもある」としており、この手引書の改定を行わざるを得なかった事情も上記の指摘を裏付けるものと言える。このように「質問応答記録書の作成」は、納税者の権利の侵害に直結する行為といえることができるから、それを改定したのであれば、国民にその内容のすべてを開示し、その作成が真に必要なというなら国民の理解と協力を得る努力をすべきである。オ最後に、不開示とされた黒塗り部分は、目次を見る限り不開示にしなければならぬ理由が見当たらない。また、本件開示文書の記載例の大部分が不開示とされているが、そのすべてが「機微にわたる」とは考えにくい。しかも、手引書であるから、個人情報に含まれないはずである。だとすれば、不開示にする理由は、調査の相手方に「手の内を見せたくない」ということなのかもしれないが、過去の不開示事例から判断するに、開示できない違法性のある記載があり、それを隠蔽しようとしているとも想像できなくもない。そうではないというのであれば、堂々と国民に開示理解と協力を求めるべきである。調査対象となるのは国民である。調査権限を付与されている税務署長はその権限を国民から負託されているのであるから、どのような調査手法を採用するかも含めて、国民に開かれている必要がある。

**第3 諮問庁の説明の要旨** 1 本件審査請求について 本件審査請求は、原処分について、不開示とした部分の開示を求めるものである。 2 本件対象文書について 本件対象文書は、平成29年6月30日付課税総括課情報第7号「質問 応答記録書作成の手引きについて(情報)」であり、税務調査の際、納税者等の答述を証拠化するために作成する質問応答記録書について、作成の際の留意点を具体的な作成事例とともに示し、職務遂行の参考とするために作成されたものである。 3 不開示情報該当性について 別紙の不開示とした各部分には、答述内容を証拠化する際の効果的な作成手法、質問事項、対応要領、記載例、留意事項等のほか、具体的な不正計算の事例と各事例に応じた税務調査の着眼事項や聴取内容、課税要件事実の分析など、税務調査の手の内に関する情報が具体的かつ詳細に記載されている。当該部分を公にした場合、それを知った一部の納税義務者等が、当該記載事項を参考にして、質問応答の想定問答を作成したり、聴取の意図を逆に取って証拠能力を低減させる応答を行う、あるいは、不正計算の巧妙化を図るなどの対応策を講じることにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法5条6号イの不開示情報に該当する。 4 結論 以上のことから、原処分で不開示とした部分については、法5条6号イの不開示情報に該当するため、その一部を不開示とした原処分は妥当である。

**第4 調査審議の経過** 当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

## 現況調査について

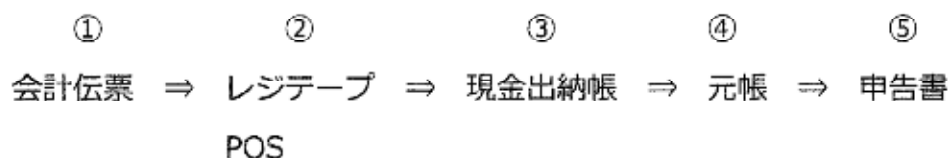
事前通知をすることにより、納税義務者において、過去の違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、質問検査等を行う時点において適正な記帳又は書類の適正な記載と保存を行っている状態を作出することが合理的に推認される場合。

この表記は国税調査において次のような調査を前提としていることを明らかにするものです。

調査は年間会計業務を悉皆的に調査することは不可能であり調査対象の処理の一部からその全体を把握することが基本です。

したがって、現金商売の場合、その原始記録である会計伝票等と帳簿の突合が信憑性確認のための基本です。

飲食店での会計関係書類は概ね次のとおりです。



お店で客が飲食した際に作成される①会計伝票が原始記録であって売上を除外するためにはこれを破棄ないし改ざんすることとなりますが、申告済みの原始記録は申告書に一致するのがごく当然のことです。

したがって、事前通知なしにその作成状況を把握することで日頃どのような処理を行っているか推定する端緒としています。



## 簿外資産があった場合の処分について

### 1 認定賞与

同族会社等において簿外資産の資産化、費用化が認められない場合で帰属が個人であると推認される場合

### 2 貸付金

簿外資産の帰属が個人であると推認される場合で給与課税をしない場合の処分又は帰属が他の法人である場合で当該金額の返還請求に応じる意思がある場合（実際に貸付があったわけではないから貸付擬制した処分である）

※ 簿外資産が特定の者の支配下に入ったときに貸付けたものとして利息計上をする

公表外の法人名義預金に入金になった金額はその金額を出金した時点

個人名義預金等に入金になった金額はその時点

### 3 仮払金

他者への帰属する場合で処分が確定しない合理的な理由がある場合の例外的処理

### 4 借入金

簿外資金が会社等に還流して代表者借入等で処理されている場合（ひも付きの場合）

### 5 資産

簿外資産の形成が確認された場合

### 6 費用

簿外資産から簿外仕入れ等の簿外費用が支出されていると認められた場合

### 7 その他流出

他の費用に支出されている蓋然性があるが立証困難な場合  
現在では基本的に採用されていない

# 国税通則法

## 第七章の二 国税の調査

「第七十四条の二（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）

「第七十四条の三（当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権）

「第七十四条の四（当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権）

「第七十四条の五（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）

「第七十四条の六（当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権）

「第七十四条の七（提出物件の留置き）

「第七十四条の七の二（特定事業者等への報告の求め）

「第七十四条の八（権限の解釈）

「第七十四条の九（納税義務者に対する調査の事前通知等）

「第七十四条の十（事前通知を要しない場合）

「第七十四条の十一（調査の終了の際の手續）

「第七十四条の十二（当該職員の事業者等への協力要請）

「第七十四条の十三（身分証明書の携帯等）

「第七十四条の十三の二（預貯金者等情報の管理）

「第七十四条の十三の三（口座管理機関の加入者情報の管理）

「第七十四条の十三の四（振替機関の加入者情報の管理等）

「第七章の三 行政手続法との関係

「第七十四条の十四（行政手続法の適用除外）

# 行政指導と税務調査

**行政指導** 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう（行手法2六）。

## 国税通則法

### 第七章の三 行政手続法との関係 (行政手続法の適用除外)

第七十四条の十四 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為(酒税法第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものを除く。)については、行政手続法第二章(申請に対する処分)(第八条(理由の提示)を除く。)及び第三章(不利益処分)(第十四条(不利益処分の理由の提示)を除く。)の規定は、適用しない。

- 2 行政手続法第三条第一項、第四条第一項及び第三十五条第四項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づく納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同法第二条第六号(定義)に規定する行政指導をいい、酒税法第二章及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)に定める事項に関するものを除く。)については、行政手続法第三十五条第三項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。
- 3 国税に関する法律に基づき国の機関以外の者が提出先とされている届出(行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。)については、同法第三十七条(届出)の規定は、適用しない。

## 行政手続法

**第十三条** 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

### 第三十五条

- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

## 加算税の概要

申告納税制度による国税が法定申告期限までに適正に申告されない場合又は源泉徴収税額が法定納期限までに納付されない場合に課される行政上の制裁措置

納税義務の成立は法定納期限の経過の時（法 15②十三、十四）又は還付請求申告書提出の時（令 5十一）であり、加算税賦課決定書が送達されることにより確定する（法 16①、②二、32①三、③）。

### 過少申告加算税

#### 課税要件

- ① 申告期限内に提出された納税申告書に記載された所得金額が過少であり修正申告し、又は更正される場合で一定の追加納税額が生ずる場合
- ② 還付請求申告書に記載した金額が過大で修正申告をし、又は更正される場合
- ③ 特定の期限後申告書（66 2 ①ただし書き、⑥）について修正申告し、又は更正される場合

#### 課税免除

- ① 正当な理由がある場合（真に納税者の責めに帰することができない客観的事実がある場合）（法 65 ④）
- ② 調査があったことにより更正を予知したものでない場合（法 65⑤）

### 無申告加算税

#### 課税要件

- ① 期限後申告をし、又は決定された場合
- ② ①の後、修正申告をし、又は更正された場合

#### 課税免除

- ① 正当な理由がある場合（真に納税者の責めに帰することができない客観的事実がある場合）（法 66 ①ただし書き）
- ② 調査があったことにより更正を予知したものでない場合（法 66⑤）
- ③ 期限内提出の意思ありと認められる場合（法 66⑥）



# 重加算税の課税要件

## 国税通則法 第六十八条

①第六十五条第一項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、

②納税者が

③その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、

④その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、

⑤当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

① 過少申告加算税がかかる場合であること

② 納税者の行為と認められること

代理人、取締役、従業員等の行為を納税者の行為と同一視できるか

- イ 取締役 資料 3ー 10～15
- ロ 従業員 16～21

③ 課税標準等基礎事実に仮装隠ぺいがあること

当該行為又は不作為は隠ぺい仮装行為と認められるか

- イ 意図的な無申告 1～5
- ロ 通謀による請求書 6～9
- ハ 仮装隠蔽の意図 25～31

④ 仮装隠蔽と過少申告との間に因果関係があること

隠ぺい仮装行為がなかったら過少申告が生じていなかったか

- バックデート契約書 22～24

⑤ 重加算税の計算方法

- 重加算税の基礎金額 32～40

# 徳井の申告漏れ 厳しい 12～15 年の重 加算税

2019 年 10 月 25 日 (金) 8 時 0 分 日刊スポーツ

お笑いコンビ、チュートリアル徳井義実（44）が、東京国税局に 7 年間で計 1 億 3800 万円の申告漏れを指摘されていたことが発覚してから一夜明けた 24 日、CM に起用している家電量販店エディオンが急きょ、徳井出演の CM を差し替えた。

◇ ◇ ◇

16～18 年に約 1 億 1800 万円の無申告、12～15 年に仮装隠蔽（いんぺい）を伴う約 2000 万円の所得隠しを指摘された徳井について、税理士の高橋創氏は「追徴課税の 3700 万円という金額から、16～18 年に無申告加算税、12～15 年に重加算税が課税された可能性が高い」と指摘した。

高橋氏は、ミスの場合もある申告漏れと、悪意のある所得隠しの差を指摘。

「無申告は悪意の有無が立証しにくく、重加算税を課しにくい」。一方で「見解の相違はよくある話。今回、7 年さかのぼって重加算税が課されたのは、厳しい判断だと思う」とした。重加算税が課された理由として、高橋氏は「単純な見解の相違では重加算税にはならないと思う」。旅行などを経費として申告し、重加算税が課される可能性としては、「極端に言えば新婚旅行を経費にするなど、明らかに目的外のものがあつたのか」と想像した

重加算税は過少申告の場合で税額の 35%、無申告の場合で 40%。過少申告加算税は基本 15%、無申告加算税は基本 20%が上乗せで課される。

**日刊スポーツ**



# 令和2年度における再調査の請求の概要

○ 国税に関する法律に基づく処分についての納税者の救済制度には、処分庁（税務署長など）に対する再調査の請求や国税不服審判所長に対する審査請求という行政上の救済制度（不服申立制度）と、裁判所に対して訴訟を提起して処分の是正を求める司法上の救済制度があります。

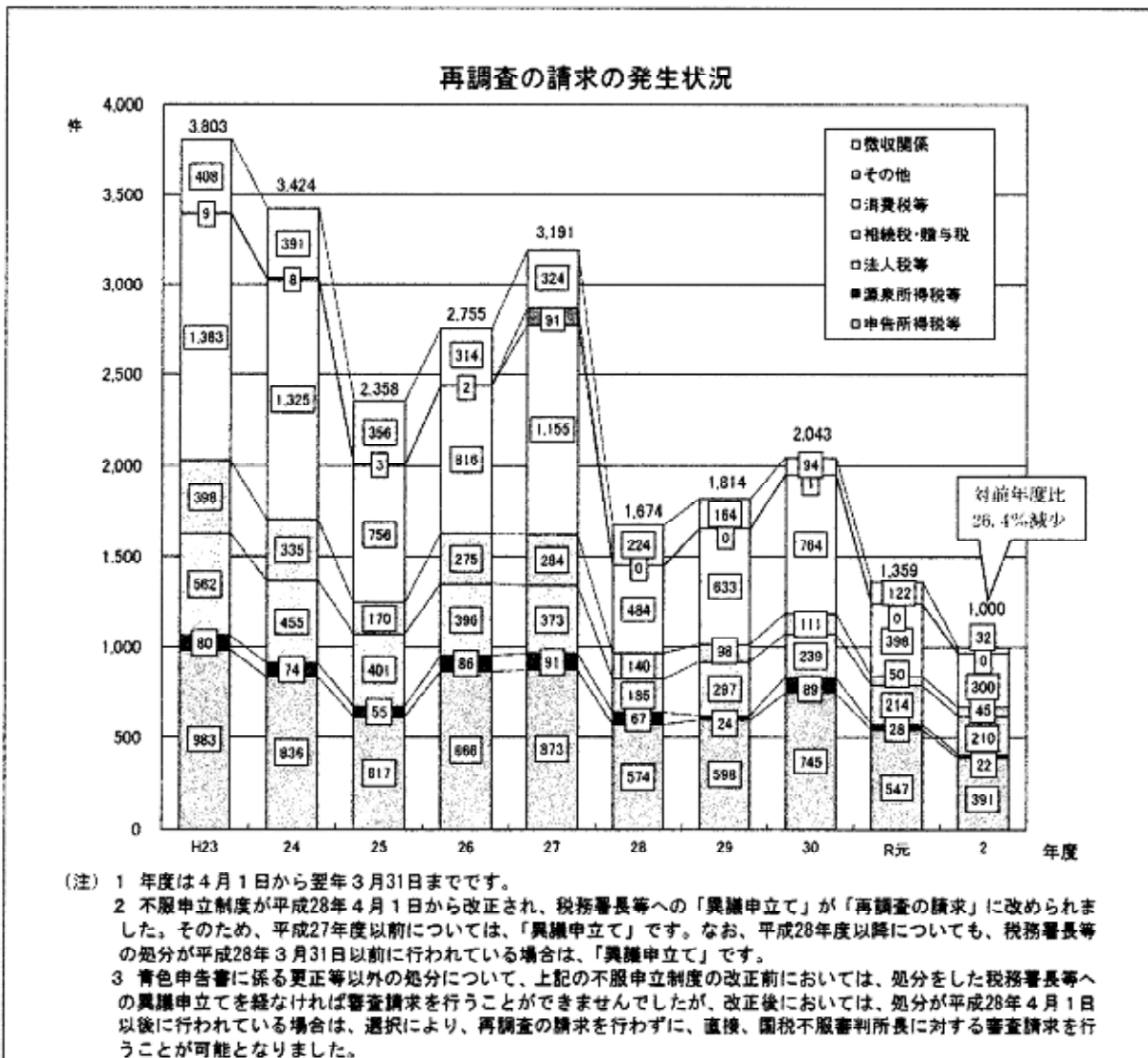
○ このうち、「再調査の請求」は、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が税務署長などに対してその処分の取消しや変更を求める手続です。

○ 国税庁においては、納税者の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保という制度の趣旨を踏まえた適切な不服申立事務の遂行に努めています。

## 1 再調査の請求の発生状況（表1）

=再調査の請求の発生件数は1,000件で、前年度より26.4%減少=

（表1）



# 令和 2 年度における審査請求の概要

令和 2 年度における審査請求の状況の一部訂正について（令和 4 年 1 月 26 日更新）

- 審査請求は、税務署長や国税局長などが行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて、国税不服審判所長などに対して不服を申し立てる制度です。
- 国税不服審判所長に対する審査請求は、再調査の請求（改正前：異議申立て）を経ずに直接行うことができます。また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定（再調査決定）後の処分になお不服がある場合に行うことができます。
- 国税不服審判所は、審査請求人（納税者）と賦課徴収を行う税務署や国税局との間に立ち、公正な第三者的立場で裁決を行っています。

## 1 審査請求の発生状況（表 1）

= 審査請求の件数は 2,237 件で、前年度より 12.7%減少 =

（表 1）

